

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
<p>○川崎市都市公園条例 昭和32年3月29日条例第6号</p> <p>(有料公園施設)</p> <p>第6条 都市公園において、有料で利用させる公園施設（以下「有料施設」という。）は、次のとおりとする。</p>		<p>○川崎市都市公園条例 昭和32年3月29日条例第6号</p> <p>(有料公園施設)</p> <p>第6条 都市公園において、有料で利用させる公園施設（以下「有料施設」という。）は、次のとおりとする。</p>	
都市公園名	種別	都市公園名	種別
富士見公園	野球場	富士見公園	野球場
	テニスコート		テニスコート
	テニスコート照明施設		テニスコート照明施設
	バレーボール場		バレーボール場
	相撲場		相撲場
	弓道場		弓道場
	球技場		
	球技場照明施設		
	球技場特別室		
	球技場放送室		
	球技場テレビ・ラジオ中継室		
	球技場関係者室		
	多目的屋内施設会議室		
	多目的屋内施設シャワー室		
多目的屋内施設ロッカー室			
多目的屋内施設多目的室			
駐車場			
大師公園	野球場	大師公園	野球場
	野球場照明施設		野球場照明施設
	テニスコート		テニスコート

改正後		改正前	
	水泳プール		水泳プール
御幸公園	野球場 野球場照明施設	御幸公園	野球場 野球場照明施設
小田公園	野球場	小田公園	野球場
桜川公園	野球場	桜川公園	野球場
池上新田公園	野球場	池上新田公園	野球場
平間公園	水泳プール	平間公園	水泳プール
小倉西公園	水泳プール	小倉西公園	水泳プール
川崎市中原平和公園	野外音楽堂	川崎市中原平和公園	野外音楽堂
稲田公園	水泳プール	稲田公園	水泳プール
とんびいけ公園	野球場 野球場照明施設 テニスコート	とんびいけ公園	野球場 野球場照明施設 テニスコート
等々力緑地	テニスコート テニスコート照明施設 陸上競技場 陸上競技場照明施設 陸上競技場第1特別室 陸上競技場第2特別室 陸上競技場会議室 陸上競技場シャワー室 陸上競技場ロッカー室 陸上競技場放送室 陸上競技場テレビ中継室 陸上競技場ラジオ中継室 陸上競技場大型映像装置 陸上競技場写真判定室 補助競技場	等々力緑地	テニスコート テニスコート照明施設 陸上競技場 陸上競技場照明施設 陸上競技場第1特別室 陸上競技場第2特別室 陸上競技場会議室 陸上競技場シャワー室 陸上競技場ロッカー室 陸上競技場放送室 陸上競技場テレビ中継室 陸上競技場ラジオ中継室 陸上競技場大型映像装置 陸上競技場写真判定室 補助競技場

改正後		改正前	
	運動広場 野球場 野球場照明施設 野球場会議室 野球場シャワー室 野球場ロッカー室 屋内野球練習場 水泳プール サッカー場 サッカー場照明施設 釣池		運動広場 野球場 野球場照明施設 野球場会議室 野球場シャワー室 野球場ロッカー室 屋内野球練習場 水泳プール サッカー場 サッカー場照明施設 釣池
生田緑地	ゴルフ場 駐車場	生田緑地	ゴルフ場 駐車場
多摩川緑地	野球場 サッカー場 陸上競技場 パークボール場 バーベキュー広場	多摩川緑地	野球場 サッカー場 陸上競技場 パークボール場 バーベキュー広場

2 前項の有料施設の供用期間、供用時間及び休場日は、次のとおりとする。

種別	供用期間	供用時間	休場日	備考
陸上競技場 陸上競技場第1特別室 陸上競技場第2特別室 陸上競技場会議室 陸上競技場シ	1月1日から 12月31日まで	午前9時から 午後5時まで (ただし、照 明施設を有す る施設につい ては、午前9 時から午後8 時30分まで)	12月29日から 翌年の1月4 日までの日	市長は、必 要に応じ左 欄の供用期 間、供用時 間及び休場 日を変更す ることがで きる。ただ

2 前項の有料施設の供用期間、供用時間及び休場日は、次のとおりとする。

種別	供用期間	供用時間	休場日	備考
陸上競技場 陸上競技場第1特別室 陸上競技場第2特別室 陸上競技場会議室 陸上競技場シ	1月1日から 12月31日まで	午前9時から 午後5時まで (ただし、照 明施設を有す る施設につい ては、午前9 時から午後8 時30分まで)	12月29日から 翌年の1月4 日までの日	市長は、必 要に応じ左 欄の供用期 間、供用時 間及び休場 日を変更す ることがで きる。ただ

改正後					改正前						
ヤワー室 陸上競技場ロッカー室 陸上競技場放送室 陸上競技場テレビ中継室 陸上競技場ラジオ中継室 陸上競技場大型映像装置 陸上競技場写真判定室 陸上競技場照明施設 補助競技場				し、第18条の2第1項に規定する指定管理者が管理を行う有料施設にあっては、当該指定管理者は、必要に応じ、あらかじめ市長の承認を得て、同欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。	ヤワー室 陸上競技場ロッカー室 陸上競技場放送室 陸上競技場テレビ中継室 陸上競技場ラジオ中継室 陸上競技場大型映像装置 陸上競技場写真判定室 陸上競技場照明施設 補助競技場				し、第18条の2第1項に規定する指定管理者が管理を行う有料施設にあっては、当該指定管理者は、必要に応じ、あらかじめ市長の承認を得て、同欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。		
運動広場	4月1日から10月31日まで	午前8時から午後6時まで				運動広場	4月1日から10月31日まで	午前8時から午後6時まで			
	11月1日から翌年の3月31日まで	午前8時から午後4時まで					11月1日から翌年の3月31日まで	午前8時から午後4時まで			
野球場 野球場会議室 野球場シャワー室 野球場ロッカ	4月1日から10月31日まで	午前6時から午後6時まで (ただし、照明施設を有する施設につい			野球場 野球場会議室 野球場シャワー室 野球場ロッカ	4月1日から10月31日まで	午前6時から午後6時まで (ただし、照明施設を有する施設につい				

改正後						改正前					
一室 サッカー場	11月1日から 翌年の3月31 日まで	ては、午前6 時から午後8 時30分まで) 午前8時から 午後4時まで (ただし、照 明施設を有す るサッカー場 については午 前8時から午 後8時30分ま で、照明施設 を有する野球 場の11月1日 から11月30日 までの期間及 び3月1日か ら3月31日ま での期間につ いては午前8 時から午後8 時30分まで)				一室 サッカー場	11月1日から 翌年の3月31 日まで	ては、午前6 時から午後8 時30分まで) 午前8時から 午後4時まで (ただし、照 明施設を有す るサッカー場 については午 前8時から午 後8時30分ま で、照明施設 を有する野球 場の11月1日 から11月30日 までの期間及 び3月1日か ら3月31日ま での期間につ いては午前8 時から午後8 時30分まで)			
テニスコート バレーボール 場	4月1日から 10月31日まで	午前9時から 午後6時まで (ただし、照 明施設を有す る施設につい ては、午前9				テニスコート バレーボール 場	4月1日から 10月31日まで	午前9時から 午後6時まで (ただし、照 明施設を有す る施設につい ては、午前9			

改正後					改正前				
		11月1日から 翌年の3月31 日まで	時から午後8 時30分まで) 午前9時から 午後5時まで (ただし、照 明施設を有す る施設につい ては、午前9 時から午後8 時30分まで)				11月1日から 翌年の3月31 日まで	時から午後8 時30分まで) 午前9時から 午後5時まで (ただし、照 明施設を有す る施設につい ては、午前9 時から午後8 時30分まで)	
野球場照明施 設	3月1日から 11月30日まで	午後6時30分 から午後8時 30分まで	12月1日から 翌年の2月末 日までの日		野球場照明施 設	3月1日から 11月30日まで	午後6時30分 から午後8時 30分まで	12月1日から 翌年の2月末 日までの日	
サッカー場照 明施設 テニスコート 照明施設	1月1日から 12月31日まで	午後6時30分 から午後8時 30分まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日		サッカー場照 明施設 テニスコート 照明施設	1月1日から 12月31日まで	午後6時30分 から午後8時 30分まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日	
弓道場 屋内野球練習 場 相撲場		午前9時から 午後5時まで			弓道場 屋内野球練習 場 相撲場		午前9時から 午後5時まで		
水泳プール	7月10日から 8月31日まで	午前9時から 午後5時まで	9月1日から 翌年の7月9 日までの日		水泳プール	7月10日から 8月31日まで	午前9時から 午後5時まで	9月1日から 翌年の7月9 日までの日	
釣池	4月1日から 6月30日まで 9月1日から 10月31日まで	土曜日、日曜 日及び国民の 祝日に関する 法律（昭和23	12月29日から 翌年の1月4 日までの日 月曜日（ただ		釣池	4月1日から 6月30日まで 9月1日から 10月31日まで	土曜日、日曜 日及び国民の 祝日に関する 法律（昭和23	12月29日から 翌年の1月4 日までの日 月曜日（ただ	

改正後					改正前						
			年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる日は午前6時から午後5時まで 上記以外は午前8時30分から午後5時まで 7月1日から8月31日まで 11月1日から翌年の3月31日まで	し、休日を除く。)休日(以下「休日」とい(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。)休日(以下「休日」とい(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。)休日(以下「休日」とい(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。)				年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる日は午前6時から午後5時まで 上記以外は午前8時30分から午後5時まで 7月1日から8月31日まで 11月1日から翌年の3月31日まで	し、休日を除く。)休日(以下「休日」とい(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。)休日(以下「休日」とい(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。)		
	野外音楽堂	1月1日から12月31日まで	午前9時から午後8時30分まで					野外音楽堂	1月1日から12月31日まで	午前9時から午後8時30分まで	
	パークボール場	4月1日から10月31日まで 11月1日から翌年の3月31日まで	午前9時から午後5時まで 午前9時から午後4時まで	12月29日から翌年の1月4日までの日曜日(ただし、休日に当たるときは、当該日直後の休日に当た				パークボール場	4月1日から10月31日まで 11月1日から翌年の3月31日まで	午前9時から午後5時まで 午前9時から午後4時まで	12月29日から翌年の1月4日までの日曜日(ただし、休日に当たるときは、当該日直後の休日に当た

改正後					改正前				
				ない日) 木曜日(ただし、休日に当たるときは、当該日直後の土曜日、日曜日又は休日のいずれにも当たらない日)					ない日) 木曜日(ただし、休日に当たるときは、当該日直後の土曜日、日曜日又は休日のいずれにも当たらない日)
バーベキュー 広場	4月1日から 9月30日まで 10月1日から 翌年の3月31 日まで	午前9時から 午後6時まで 午前9時から 午後4時まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日		バーベキュー 広場	4月1日から 9月30日まで 10月1日から 翌年の3月31 日まで	午前9時から 午後6時まで 午前9時から 午後4時まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日	
ゴルフ場	1月2日から 12月31日まで	午前6時30分 から午後6時 30分まで	1月1日		ゴルフ場	1月2日から 12月31日まで	午前6時30分 から午後6時 30分まで	1月1日	
球技場 球技場特別室 球技場放送室 球技場テレビ・ ラジオ中継室 球技場関係者 室 多目的屋内施 設会議室 多目的屋内施 設シャワー室	1月1日から 12月31日まで	午前9時から 午後10時まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日						

改正後					改正前				
多目的屋内施設ロッカー室									
多目的屋内施設多目的室									
球技場照明施設			午後6時30分から午後10時まで						
駐車場	1月1日から12月31日まで	午前0時から午後12時まで (ただし、生田緑地における入場については、午前5時から午後10時まで)	なし		駐車場	1月1日から12月31日まで	午前0時から午後12時まで (ただし、入場については、午前5時から午後10時まで)	なし	

(使用料)

第8条 市長は、有料施設（野球場（富士見公園に設けるものに限る。）、パークボール場、バーベキュー広場、ゴルフ場、球技場、球技場照明施設、球技場特別室、球技場放送室、球技場テレビ・ラジオ中継室、球技場関係者室、多目的屋内施設会議室、多目的屋内施設シャワー室、多目的屋内施設ロッカー室、多目的屋内施設多目的室及び駐車場を除く。）を利用する者からは、次の表に定める金額の範囲内において規則で定める使用料を徴収する。

有料施設の使用料

種別	専用使用料		個人使用料	
	単位	金額	単位	金額
陸上競技場	／1箇所／1回 ／(4時間以内)	13,000円	1人1回	18歳以上の者 200円
				13歳以上18歳未満の者 (高校生を含む。)

(使用料)

第8条 市長は、有料施設（パークボール場、バーベキュー広場、ゴルフ場及び駐車場を除く。）を利用する者からは、次の表に定める金額の範囲内において規則で定める使用料を徴収する。

有料施設の使用料

種別	専用使用料		個人使用料	
	単位	金額	単位	金額
陸上競技場	／1箇所／1回 ／(4時間以内)	13,000円	1人1回	18歳以上の者 200円
				13歳以上18歳未満の者 (高校生を含む。)

改正後					改正前				
				100円					100円
陸上競技場 照明施設	1回 (1時間 以内)	全点灯	51,000 円		陸上競技場 照明施設	1回(1 時間以 内)	全点灯	51,000 円	
		4分の3 点灯	38,000 円				4分の3 点灯	38,000 円	
		2分の1 点灯	25,000 円				2分の1 点灯	25,000 円	
		4分の1 点灯	12,000 円				4分の1 点灯	12,000 円	
陸上競技場 第1特別室	同(4時間以内)		18,000 円		陸上競技場 第1特別室	同(4時間以内)		18,000 円	
陸上競技場 第2特別室	同(同)		6,000円		陸上競技場 第2特別室	同(同)		6,000円	
陸上競技場 会議室	1箇所 1回	1箇所 1回	1,000円		陸上競技場 会議室	1箇所 1回	1箇所 1回	1,000円	
陸上競技場 シャワー室	1箇所 1回		3,000円		陸上競技場 シャワー室	1箇所 1回		3,000円	
陸上競技場 ロッカー室	同		1,000円		陸上競技場 ロッカー室	同		1,000円	
陸上競技場 放送室	1回(4時間以 内)		3,000円		陸上競技場 放送室	1回(4時間以 内)		3,000円	
陸上競技場 テレビ中継 室	1箇所 1回	1箇所 1回	6,000円		陸上競技場 テレビ中継 室	1箇所 1回	1箇所 1回	6,000円	
陸上競技場 ラジオ中継 室	1回(同)		3,000円		陸上競技場 ラジオ中継 室	1回(同)		3,000円	
陸上競技場	1日1回		50,000		陸上競技場	1日1回		50,000	

改正後					改正前				
大型映像装置		円			大型映像装置		円		
陸上競技場写真判定室	同	18,000円			陸上競技場写真判定室	同	18,000円		
補助競技場	1回（4時間以内）	5,000円	1人1回（2時間以内）	18歳以上の者 200円 13歳以上18歳未満の者（高校生を含む。） 100円	補助競技場	1回（4時間以内）	5,000円	1人1回（2時間以内）	18歳以上の者 200円 13歳以上18歳未満の者（高校生を含む。） 100円
運動広場	同（2時間以内）	2,000円			運動広場	同（2時間以内）	2,000円		
野球場（富士見公園に設けるものを除く。）	／ 1箇所／ 1回（2時間以内）	2,500円			野球場	／ 1箇所／ 1回（2時間以内）	2,500円		
野球場照明施設	同（1時間以内）	6,000円			野球場照明施設	同（1時間以内）	6,000円		
野球場会議室	同（4時間以内）	1,000円			野球場会議室	同（4時間以内）	1,000円		
野球場シャワー室	／ 1箇所／ 1回	3,000円			野球場シャワー室	／ 1箇所／ 1回	3,000円		
野球場ロッカー室	同	1,000円			野球場ロッカー室	同	1,000円		
屋内野球練習場	1回（1時間以内）	650円			屋内野球練習場	1回（1時間以内）	650円		
サッカー場	／ 1箇所／ 1回（2時間以内）	2,500円			サッカー場	／ 1箇所／ 1回（2時間以内）	2,500円		
サッカー場照明施設	1回（1時間以内）	1,500円			サッカー場照明施設	1回（1時間以内）	1,500円		
テニスコート	／ 1面／ 1回	750円			テニスコート	／ 1面／ 1回	750円		

改正後					改正前				
ト	(1時間以内)				ト	(1時間以内)			
テニスコート照明施設	同(同)	800円			テニスコート照明施設	同(同)	800円		
バレーボール場	同(同)	750円			バレーボール場	同(同)	750円		
相撲場	1回(4時間以内)	5,000円	1人1回(2時間以内)	18歳以上の者 200円 13歳以上18歳未満の者(高校生を含む。) 100円	相撲場	1回(4時間以内)	5,000円	1人1回(2時間以内)	18歳以上の者 200円 13歳以上18歳未満の者(高校生を含む。) 100円
弓道場	同(同)	5,000円	同(同)	18歳以上の者 200円 13歳以上18歳未満の者(高校生を含む。) 100円	弓道場	同(同)	5,000円	同(同)	18歳以上の者 200円 13歳以上18歳未満の者(高校生を含む。) 100円
水泳プール	／1箇所／1回 ／(同)	18,000円	1人1回	15歳以上の者 300円 3歳以上15歳未満の者(中学生を含む。) 100円	水泳プール	／1箇所／1回 ／(同)	18,000円	1人1回	15歳以上の者 300円 3歳以上15歳未満の者(中学生を含む。) 100円
釣池			同	15歳以上の者 750円 6歳以上15歳未満の者(中学生を含む。) 200円	釣池			同	15歳以上の者 750円 6歳以上15歳未満の者(中学生を含む。) 200円
野外音楽堂	1回(4時間以内)	7,800円			野外音楽堂	1回(4時間以内)	7,800円		
備考 1 入場料その他これに類する料金を徴収する場合における使用料の額は、この表の6倍以内に相当する額とする。 2 前項の規定にかかわらず、アマチュア以外の団体が陸上競技場を使用して、入場料その他これに類する料金を徴収する場合					備考 1 入場料その他これに類する料金を徴収する場合における使用料の額は、この表の6倍以内に相当する額とする。 2 前項の規定にかかわらず、アマチュア以外の団体が陸上競技場を使用して、入場料その他これに類する料金を徴収する場合にお				

改正後			改正前																										
<p>における使用料の額は、この表に掲げる使用料に入場料収入総額に100分の10以内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>3 陸上競技場大型映像装置を使用して、一時的に広告を表示する場合の使用料の額は、この表に掲げる使用料に1日1件につき50,000円を加算した額とする。</p> <p>4 附属器具の使用料については、市長が別に定める。</p>			<p>ける使用料の額は、この表に掲げる使用料に入場料収入総額に100分の10以内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>3 陸上競技場大型映像装置を使用して、一時的に広告を表示する場合の使用料の額は、この表に掲げる使用料に1日1件につき50,000円を加算した額とする。</p> <p>4 附属器具の使用料については、市長が別に定める。</p>																										
<p>2 前項の使用料の徴収方法については、規則の定めるところによる。 (利用料金)</p>			<p>2 前項の使用料の徴収方法については、規則の定めるところによる。 (利用料金)</p>																										
<p>第8条の2 第7条第2項の承認（パークボール場、バーベキュー広場、ゴルフ場、野球場（富士見公園に設けるものに限る。）、球技場、球技場照明施設、球技場特別室、球技場放送室、球技場テレビ・ラジオ中継室、球技場関係者室、多目的屋内施設会議室、多目的屋内施設シャワー室、多目的屋内施設ロッカー室、多目的屋内施設多目的室又は駐車場（以下「パークボール場等」という。）に係るものに限る。）を受けた者は、第18条の2第1項に規定する指定管理者（パークボール場等の管理を行うものに限る。以下この条において同じ。）に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p>			<p>第8条の2 第7条第2項の承認（パークボール場、バーベキュー広場、ゴルフ場又は駐車場に係るものに限る。）を受けた者は、第18条の2第1項に規定する指定管理者（パークボール場、バーベキュー広場、ゴルフ場又は駐車場の管理を行うものに限る。以下この条において同じ。）に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p>																										
<p>2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>			<p>2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>																										
<p>3 利用料金の額は、次の表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、第18条の2第1項に規定する指定管理者が定めるものとする。</p>			<p>3 利用料金の額は、次の表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、第18条の2第1項に規定する指定管理者が定めるものとする。</p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パークボール場</td> <td>1人1回</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>バーベキュー広場</td> <td>1人1日</td> <td>6歳以上の者 500円</td> </tr> <tr> <td>ゴルフ場</td> <td>1人1回</td> <td>19,540円</td> </tr> </tbody> </table>			種別	単位	金額	パークボール場	1人1回	500円	バーベキュー広場	1人1日	6歳以上の者 500円	ゴルフ場	1人1回	19,540円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パークボール場</td> <td>1人1回</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>バーベキュー広場</td> <td>1人1日</td> <td>6歳以上の者 500円</td> </tr> <tr> <td>ゴルフ場</td> <td>1人1回</td> <td>19,540円</td> </tr> </tbody> </table>			種別	単位	金額	パークボール場	1人1回	500円	バーベキュー広場	1人1日	6歳以上の者 500円	ゴルフ場	1人1回	19,540円
種別	単位	金額																											
パークボール場	1人1回	500円																											
バーベキュー広場	1人1日	6歳以上の者 500円																											
ゴルフ場	1人1回	19,540円																											
種別	単位	金額																											
パークボール場	1人1回	500円																											
バーベキュー広場	1人1日	6歳以上の者 500円																											
ゴルフ場	1人1回	19,540円																											

改正後			改正前		
野球場（富士見公園に設けるものに限る。）		1回（2時間以内）		2,500円	
球技場	全面利用 入場料 その他 これに 類する 料金を 徴収し ない場 合	4分の 3面利 用	1回（1時間以内）	18,140円	
		半面利 用	同（同）	17,280円	
	4分の 1面利 用	同（同）	8,640円		
	入場料その他 これに類する 料金を徴収す る場合	同（同）	33,230円		
球技場照明施設		／ 1基／ 1回／（同）		10,800円	
球技場特別室		1回（1時間以内）		1,620円	
球技場放送室		同		1,510円	
球技場テレビ・ラジオ 中継室		同		1,510円	
球技場関係者室		／ 1箇所／ 1回／（同）		1,080円	
多目的屋内施設会議室		同		1,850円	

改正後					改正前						
多目的屋内施設シャワ 一室		同		8,640円							
多目的屋内施設ロッカ 一室		同		930円							
多目的屋内施設多目的 室		同		2,470円							
駐車場	生田緑 地	普通自 動車	1台1回	1時間まで	200円	駐車場	普通自動車	1台1回	1時間まで	200円	
				超過時間30分 までごとに	100円				超過時間30分 までごとに	100円	
		中型自 動車 大型自 動車	1台1回	1時間まで	500円			中型自動車 大型自動車	1台1回	1時間まで	500円
	超過時間30分 までごとに			250円	超過時間30分 までごとに		250円				
	富士見 公園	普通自 動車	1台1回	20分までご とに	100円						
中型自 動車 大型自 動車		1台1回	20分までご とに	400円							
備考 普通自動車、中型自動車又は大型自動車とは、それぞれ道路 交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車、 中型自動車又は大型自動車をいう。					備考 普通自動車、中型自動車又は大型自動車とは、それぞれ道路交 通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車、中 型自動車又は大型自動車をいう。						
4 利用料金は、第18条の2第1項に規定する指定管理者の収入とする。た だし、ゴルフ場、球技場及び駐車場（富士見公園に設けるものに限る。） にあつては、市長は、必要があると認めるときは、同項に規定する指定管 理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。					4 利用料金は、第18条の2第1項に規定する指定管理者の収入とする。た だし、ゴルフ場にあつては、市長は、必要があると認めるときは、同項に 規定する指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することがで きる。						

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に効力を有する市長の行った利用の承認その他の行為で、この条例の施行の日において改正後の条例の規定により当該行為に相当する行為を行うべきものが改正後の条例第18条の2第1項に規定する指定管理者となるものは、同日以後においては、当該指定管理者の行った利用の承認その他の行為とみなす。

富士見公園南側（長方形競技場他）指定管理者制度導入に対する意見募集の結果について

1 概要

富士見公園南側（長方形競技場他）では、利用者の皆様のさらなるサービス向上を図るため、民間活力を用いた指定管理者制度の導入を検討しています。指定管理者制度の導入により、民間事業者の持つノウハウ、創意工夫により柔軟できめ細かいサービスが期待できます。

つきましては、よりよい富士見公園を目指すため、皆様から富士見公園南側（長方形競技場他）へ指定管理者制度を導入することについて御意見を募集しました。その結果は次のとおりです。

2 意見募集の概要

意見の募集期間	平成26年2月4日（火）から平成26年3月5日（水）まで
意見の提出方法	郵送、FAX、電子メール、持参
意見の周知方法	ホームページ並びに各区役所道路公園センター、富士見公園管理事務所、川崎市役所第3庁舎2階（情報プラザ）、同11階（建設緑政局緑政部公園管理課）、及び各区役所（市政資料コーナー）の閲覧場所
結果の公表方法	ホームページ並びに各区役所道路公園センター、富士見公園管理事務所、川崎市役所第3庁舎2階（情報プラザ）、同11階（建設緑政局緑政部公園管理課）、及び各区役所（市政資料コーナー）の閲覧場所

3 結果の概要

意見提出数(意見件数)	4通(11件)
郵送	0通(0件)
FAX	2通(8件)
電子メール	2通(3件)
持参	0通(0件)

4 御意見の内容と対応

- (1) パブリックコメントの結果、施設の利用方法や事業者選定について御意見をいただきました。いただいた御意見は、概ね当初の計画に沿った意見でございましたので、今後の事業推進に活かすこととし、当初の方針に沿って指定管理者の導入を進めてまいります。

【御意見に対する市の考え方の区分説明】

- A 御意見を踏まえ、計画の内容に反映させたもの
- B 計画案の趣旨に沿った意見であるもの
- C 御意見の趣旨を今後の参考とするもの
- D 計画案や施策に対する要望等であり、計画案や施策の内容を説明・確認するもの
- E その他

(2) 御意見の件数と対応区分・具体的内容

項 目	A	B	C	D	E	計
指定管理者の選定に関する事		3				3
施設の利用方法に関する事		1	1	1		3
指定管理者制度の効果に関する事		1				1
指定管理料の算定に関する事				1		1
その他			1	2		3
合 計		5	2	4		11

【具体的な御意見の内容と市の考え方】

(1)指定管理者の選定に関すること(3件)

	意見内容(要旨)	意見に対する本市の考え方	反映状況
①	<p>指定管理者の選定については、市は、市の基本戦略を踏まえ、当該地域がアメリカンフットボールの拠点施設である川崎球場を有していることを十分に考慮し、その魅力を最大限に発揮できるようハード・ソフトともに一緒に推進できる指定管理者を選定すべき。</p>	<p>選定にあたっては、施設の魅力を最大限に発揮できるよう管理と運営の両面で安定かつ継続性を持ち公園事業のサービス向上に資する事業者の選定をしてみたいと考えております。また、「アメリカンフットボールを活用したまちづくり推進事業」などを踏まえ、その他のスポーツや現在の施設利用状況を考慮した検討をしてみたいと考えております。</p>	B
②	<p>公募にあたり市内や公の施設管理実績などで幅を狭めずさまざまな分野で活躍している事業能力を活用していただきたい。</p>	<p>選定にあたっては、施設の魅力を最大限に発揮できるよう管理と運営の両面で安定かつ継続性を持ち公園事業のサービス向上に資する事業者の選定をしてみたいと考えております。</p>	B
③	<p>指定管理者の公募及び選定においては、富士見公園の魅力発信を、市民向けに限らず、近隣都市を含め広域に展開できる体制と能力を有する事業者となるようにしていただきたい。</p>	<p>公募及び選定にあたっては、施設の魅力を最大限に発揮できるよう管理と運営の両面で安定かつ継続性を持ち、公園事業のサービス向上に資する指定管理者となるよう公募及び選定をしてみたいと考えております。</p>	B

(2) 施設の利用方法に関すること(3件)

	意見内容(要旨)	意見に対する本市の考え方	反映状況
④	<p>川崎球場がアメリカンフットボールの拠点となっていることやアメリカンフットボールを川崎の魅力として情報発信を行っていることなどからも、他都市の施設とは差別化されており、今後アメリカンフットボールがさらに普及すると注目の集まる可能性の高い施設です。また、現在アメリカンフットボールの競技団体及びチームが川崎球場の主たる利用で、利用拠点を確保することによりスポーツを通じた地域活動なども円滑に行えることが期待できることから、単なるコスト削減や業務負担の軽減のためではなく、その管理により市の魅力のPRや市民の豊かな生活の定住、健康に繋がるという持続性で相乗効果が生まれるかたちでの基本戦略を推進していくべき。</p>	<p>指定管理者の導入にあたっては、施設の魅力を最大限に発揮できるよう管理と運営の両面で安定かつ継続性を持ち公園事業のサービス向上に資する事業者の選定をしてみたいと考えております。また、「アメリカンフットボールを活用したまちづくり推進事業」などを踏まえ、その他のスポーツや現在の施設利用状況を考慮し利用方法の検討をしてみたいと考えております。</p>	B
⑤	<p>富士見球場については、「富士見地区基本計画に基づく富士見中学校の利用を行っています。」とあるが、こうした利用の拡大を図ることで、都市公園としての機能が低下しつづけているため、都市公園としての役割を明確にする必要がある。</p>	<p>今後も富士見球場の利用については、「富士見周辺地区整備基本計画」にお示ししているとおり富士見中学校の利用を継続するとともに、一般利用についても考慮しながら都市公園の役割を踏まえて適正な利用を行ってまいります。</p>	D
⑥	<p>アメリカンフットボールのまちづくり構想があるため、川崎球場が、その拠点、シンボルとなる機能を有してほしい。</p>	<p>「アメリカンフットボールを活用したまちづくり推進事業」などを踏まえ、その他のスポーツや現在の施設利用状況を考慮し利用方法の検討をしてみたいと考えております。</p>	C

(3) 指定管理者制度の効果に関すること(1件)

	意見内容(要旨)	意見に対する本市の考え方	反映状況
⑦	<p>施設サービスの向上のためにも、利用料金の設定裁量権に幅をもたせたり、受益者負担の原則をもっと進め、これまでの指定管理事業のように予算削減効果だけを求めるようなことはやめていただきたい。</p> <p>また、コミュニティガーデンの予算を縮小することにより、ボランティア活動のモチベーションが下がることが懸念される。</p>	<p>指定管理者の導入にあたっては、施設の魅力を最大限に発揮できるよう管理と運営の両面で安定かつ継続性を持ち公園事業のサービス向上に資する事業者の選定をしてみたいと考えております。なお、コミュニティガーデン等のボランティア活動についても、現状の水準以上を保てるよう募集要綱等の参考とさせていただきます。</p>	B

(4)指定管理料の算定に関すること(1件)

意見内容(要旨)		意見に対する本市の考え方	反映状況
⑧	富士見公園は(株)川崎球場が管理しており、指定管理料の算出にあたっては設計図書と同じように管理水準に基づいて費用積算をすることが重要。	指定管理料の算出にあたっては、これまでの管理実績、新たな施設の管理運営費用や今後の施設改修などを考慮しながら、適切な管理運営が行えるよう積算してまいります。	D

(5)その他(3件)

意見内容(要旨)		意見に対する本市の考え方	反映状況
⑨	今回の資料では、都市計画決定区域が示されていなく市民には公園区域が判らない。都市公園区域を明示し、富士見中学校の敷地を指定管理区域に指定している根拠は。	今回の導入にあたっては、利用実態に合わせて指定管理区域を定めております。なお、平成23年に利用実態に合わせて、都市計画区域を変更しております。	D
⑩	事業の評価方法については、報告書等にたよった評価方法を見直し現地の地域住民や利用者モニタリングなどを積極的に導入するなど事業実態を的確に把握し管理状況の現状が直接評価に結びつくようなシステムの構築が必要とでであると考える。	事業の評価については、行政によるモニタリングや事業者によるセルフモニタリング、月例報告、利用者アンケートなどを総合的に判断し、適正な評価を行ってまいります。	C
⑪	川崎球場の利用料について、指定管理者導入後も同程度の利用料を継続してほしい。	利用料金については、新たな施設の管理運営費用等を考慮しながら設定してまいります。	D